

別記様式第2号（第3条関係）

九州工業大学超小型衛星試験センター試験設備使用申請書

年　　月　　日

国立大学法人九州工業大学革新的宇宙利用実証ラボラトリ一施設長 殿

住所：〒
会社・団体名：
担当者（所属・氏名）
電話番号：
E-mail：

下記の確認条項に同意し、試験設備の使用について申請します。

1. 試験設備の使用については、申込時に使用者が九州工業大学の担当者と十分な相談をして、九州工業大学超小型衛星試験センター試験依頼書（別記様式第1号）を提出する。
2. 学内の使用・試験の料金は学内移算により行うものとする。
3. 学外の使用・試験の料金は依頼者と相談の上、前納・後納を決めることとする。
4. 試験設備の故障で試験を行えない場合には、試験を延期することがあるが、それに関わる損害を使用者は請求できない。
5. 施設長及び担当者は、使用者が設備を取り扱うのに十分な資質を有していないと判断したときには、いかなる時点においても作業を制止できる。また、毒物や法律に触れるもの、さらに試験装置を破損する恐れのあるものなど施設長及び担当者が受け入れないと判断したものについては試験を拒否する。
6. 使用・試験については、使用者は単独で行うのではなく、九州工業大学の担当者が同席して担当者の指導・立ち合いの下で使用者が作業する。使用者の責任で設備を棄損又は滅失したときは使用者がこれを原形に復し、また損害を賠償する。
7. 使用者は、設備の利用にあたって、関係法律を守り、安全衛生対策及び事故防止に十分注意を払うものとする。また、使用者は、指定された場所以外に許可なく出入りすることはできない。
8. 前記7の項目に反して、使用者の過失により本人が怪我又は病気をした場合は、九州工業大学は一切責任を負わないものとする。
9. 使用者は、承認された時間内に清掃を含めて全ての作業を終了する。
10. 試験で得られたデータは、九州工業大学が保証するものではない。そのため、データの外部への公表は、原則として九州工業大学名を使う事はできない。また、九州工業大学を特定できる表現も使えない。ただし、施設長が大学名の使用を許可した場合はこの限りではない。
11. 前記10の項目に反して、外部に公表したことで九州工業大学が受けた被害及び損害については、使用者及びその依頼者が賠償するものとする。